

『東邦学誌』 投稿・執筆要領

紀要編集委員会

平成22年12月16日制定

1 目的

この要領は、愛知東邦大学紀要編集規程第7条により、『東邦学誌』（以下、紀要という）への投稿手続及び原稿の執筆等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 投稿手続

紀要への投稿にあたっては、編集委員会（以下、委員会という）が定める期日までに所定の投稿申込書に必要事項を記入して委員会に提出する。投稿本数は、原則として1人1本とする。

3 原稿の提出

投稿者は、委員会が定める期日までに所定の原稿提出用紙に必要事項を記入し、完成原稿を委員会に提出する。提出原稿は、印刷したものと電子データ記憶媒体（USBメモリー、フロッピーディスクなど）に収録したものの両方とする。

4 校正

校正は誤植の訂正を主とし、原稿の改訂は控える。校正は執筆者が行うこととし、原則として再校までとする。

5 原稿文字数

原稿は、原則として本文・注・図表・引用文献等を含め日本語の場合、10,000字～32,000字程度を目安とし、最大で60,000字まで、欧文の場合、2,500語～8,000語程度を目安とし、最大で15,000語までとする。これを越えるときは分割して掲載する場合がある。ただし、共同執筆の原稿は、事情の許す限り一度に掲載できるようにする。

6 書式等

- (1) 横書き、常用漢字を用いた現代仮名遣いを原則とし、横書き邦文の場合で1頁が全角43字×35行で作成する。図表は必要最少とする。
- (2) 原稿には、目次とともに頁番号を付ける（ただし、別添の図表に頁番号は不要）。
- (3) 共著の場合、原則として、各執筆者の担当箇所を原稿末尾に明記する。

附則

- 1 この要領は、2011年1月1日から施行する。
- 2 この要領の施行により、『東邦学誌』執筆要項（2005年4月6日制定、2009年2月8日最終改正）を廃止する。
- 3 この要領は、改正（5原稿文字数）により、2012年3月8日から施行する。